

## 第46回 河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項等	第46回河川保全利用委員会（H26.12.24）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第46回委員会での審議結果（対応状況）
<p>野洲川川田河川公園に係る審議</p> <p>・審査表について</p> <p>・意見書(素案)について</p>	<p>●野洲川川田河川公園について、占用許可申請説明書及び審査表における河川管理者のコメントについて河川管理者から説明の後、「今回審査の判断（案）」を審議。また、占用許可申請に対する意見書（素案）を審議。</p> <p>◆審査表における各審査項目についての主な意見は以下のとおり。</p> <p>■A（基本理念と基本方針等の検証）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川とのふれあいは、水だけでなく砂州でも可能。</li> <li>・河川敷は利用だけでなく、生態のことも考え使用していただきたい。</li> <li>・基本理念・方針を守り、整備は必要最小限にする。</li> <li>・スポーツ利用のみでは、基本理念・方針に満足しない。利用者の目を河川に向けていただきたい。</li> <li>・A31（意見書） 前回委員会で示された「規模の縮小」ができていないことを追加。</li> </ul> <p>■B（占用施設の計画と設置理由の検証）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意見だけでなく、生態も考慮し、本来の河川敷のあり方を考え利用していただきたい。</li> <li>・川田公園は、よく利用・管理されているので、縮小ではない利用と保全の形を検討しては。</li> <li>・B11（必要理由） 「利用が活発で、地元要望も高いが、基本理念・方針に照らすと満足していない。」</li> <li>・B12（適正面積） 「河川本来の機能を活かした利用を図った上で適正面積を検討されたい。」</li> <li>・B23（代替地選定） 北川原公園ではグラウンドゴルフができないという代替性状況が判りにくい。</li> </ul> <p>■C（占用施設の利用計画と利用者等からの検証）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C12（施設の変遷） 「前回計画・意見での規模の縮小ができていない。利用状況と現状からH23許可において緑地広場をグラウンドゴルフ場に変更した。」</li> <li>・C14（共同利用） 文末を「検討するとしている。」とする。</li> <li>・C21（利用状況） 「グラウンドゴルフの利用者数は把握しているが、それ以外は把握していない。自由使用でも把握すべき。」</li> <li>・C25（駐輪・駐車場） 「グラウンドゴルフ大会時は、違法駐車が起こらないよう管理されたい。」を追加。</li> <li>・C33（川とのふれあい） 「前回計画・意見にあった護岸階段を利用した川へのふれあいの方法を検討したができていない。」</li> <li>・C42（利用者意見） 「施設利用者の意見は聴取・反映されているが、流域住民の意見はされていない」ことを追加。</li> </ul> <p>■D（環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・D11-3（土壌汚染） 「除草剤等」は「殺虫剤・殺菌剤」も含んでいることが判るように記載。</li> <li>・D43（植栽） 在来の植生はないが、影響は軽微。</li> </ul>	<p>●審査表における「今回審査の判断」と占用許可申請に対する意見書（素案）について、内容を審議。</p> <p>●次回委員会までに、事務局にて、審査表における「今回審査の判断」（案）及び意見書（案）を作成する。</p> <p>次回委員会で、これらを審議し、確定までを行うこととする。</p>

	<p>◆意見書（素案）についての主な意見は以下のとおり。</p> <p>■主な施設 管理道路を記載する。</p> <p>■D委員会の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念・方針に則した利用形態を検討し、しっかり実行していただきたい。</li> <li>・今回は「縮小すべき」との文言は入れない。</li> <li>・前回意見に対して具体的な実行ができていないことを客観的に記載する。</li> <li>・意見について適切に対応できない限り妥当と判断できない。</li> </ul> <p>■E意見・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年の検討をされたい。</li> <li>・河川管理者は申請者に協働して対応されたい。</li> <li>・真摯に対応されたい。</li> </ul>	
<p>一般傍聴者からの意見聴取</p>	<p>◆守山市からの発言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段護岸の周りについて、砂州の草木の伐採等整備は国交省で可能なのか。</li> </ul>	<p>今後の調整事項（河川管理者）</p>
<p>その他</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

# 審査表 <野洲川川田河川公園>

資料-3

審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	野洲川川田河川公園(守山市)				変更理由
				前回審査の判断 (平成22年)	河川管理者による コメント (第46回委員会)	各委員からのコメント (第46回委員会後) →特になし	今回審査の判断(案) (第47回委員会)	
A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		満足していない。	水際までのアプローチとしての護岸階段の利用などを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。		親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のへのアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。	基本理念として、分かりやすく、また前回意見書の文言から「親水空間としての具体的な利用」という文言を追記。 →意見書(案)D
A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		満足していない。(ヨシ帯再生区域へのアプローチ基地の提案については一定の評価をする。)	水際までのアプローチとしての護岸階段の利用などを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本方針の内容を満足しているとはいえない。		親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のへのアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本方針の内容を満足しているとはいえない。	基本理念として、分かりやすく、また前回意見書の文言から「親水空間としての具体的な利用」という文言を追記。 →意見書(案)D
A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	規模縮小の改善計画案が示されているので評価できる。	水際までのアプローチとしての護岸階段の利用などを検討されたものの、公園の立地条件の問題もあり、前回の委員会で示された改善計画案どおりに改善されていない。		親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のへのアプローチなどを検討されたものの、設置箇所が流域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っておらず、また、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小ができておらず、前回の委員会で示された改善計画案どおりに改善されていない。	A11、A21に同じ。 前回意見書で示された2つの意見の文言を引用し(規模の縮小も)、それらができていないことを追記。 →意見書(案)D

B1 必要性	B11	必要理由	①この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。 ②申請者の整備の「基本計画」等は、改正河川法の趣旨を盛り込み、環境面の内容を反映しているか。 ③施設の利用状況、地元の要望内容、設置の経緯等から、占用施設の必要性を判断する。	①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤防災上の土砂確保から利用制限がある場所を確認する。 ⑥施設の活用状況を現地調査で確認する。	基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。	基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。		スポーツ・レクリエーション施設としての利用が活発であり、地元要望も高いが、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。	利用が活発で、地元要望も高いが、基本理念・方針に照らすと満足していない。  →意見書(案)D
	B12	適正面積	①占用面積は必要最低限にしているか。 ②面積算定に妥当性を示しているか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	縮小を検討すべきである。(一部縮小するとしたことは評価できる。)	北川原公園の整備により多目的広場、緑地広場の占用面積縮小を検討しているが、グラウンドゴルフ場の縮小、利用形態の変更を検討された。		「北川原公園」の整備により多目的広場、緑地広場の占用面積の縮小を検討している。スポーツ・レクリエーション施設としての利用だけでなく、基本理念・基本方針に合った利用を図り、その上で適正面積を検討されたい。	スポーツ利用だけでなく河川本来の機能を活かした利用を図った上で、適正面積を検討されたい。縮小を促す文言は入れない。  →意見書(案)E
B2 代替性	B21	代替可能性	①堤内地で代替できない施設であるか。 ②堤内地・側帯に設置する施設は、必要により代替地を考える。 ③占用施設全体の代替と、施設内の一部を代替することを区分して考えているか。	①設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もありうる。バレーコート、テニスコート、バスケットボール場、野球場など個別で確認する。 ②堤内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。 ③現在の場所に設置することで効果を発揮する記念碑等は代替を考えない。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。		代替可能な施設である。	
	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	近隣で代替地の調査をしているが、不十分である。	代替地調査が行われている。		代替地調査が行われている。	

	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		代替地調査を行ったが調査が不十分である。代替地は見つからない。	代替地調査が行われたが、代替地は見つからない。		代替地調査が行われたが、代替地は見つからない。整備された「北川原公園」は、地元要望に基づきサッカー場として整備されたためグラウンドゴルフ場としての利用はできない。	北川原公園ではグラウンドゴルフができないという理由・代替性状況が判りにくい。
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②指定管理者協定に、安全面の対応の定めがあるか確認する。 ③利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されていると判断する。	おおむね配慮されていると判断する。		おおむね配慮されていると判断する。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	洪水時等の安全対策が講じられている。	洪水時等の安全対策が講じられている。		洪水時等の安全対策が講じられている。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。 ③申請者が周知をするのか、指定管理者周知をするのか確認する。	問題ない。	問題ない。		問題ない。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ②無料利用と有料利用の設定の区分を確認する。 ③特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。		排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか（得るのか）。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。 ②施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。 ③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。	公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。	公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。		公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。	→意見書(案)D

C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占用開始からの年数を確認する。 ②施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	占用開始から8年間、維持管理上の問題は発生していない。	占用開始から12年間、維持管理上の問題は発生していない。	占用開始から12年間、維持管理上の問題は発生していない。	
	C12	施設の変遷	①継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。 ②施設変理由とはどのようなもので、適切なものであったか。 ③継続申請の場合、占用面積の変化はあるか。	①現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。 ②申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ③施設の変更がある場合、その変更理由を確認する。 ④利用されていない施設・構造物があるか確認する。	現在まで変遷は無いが、今後、縮小するとしている。(縮小することは適切であると判断する。)	H23.6.27許可書において、「緑地広場」1箇所が「グラウンドゴルフ場」とされ、また、占用範囲外にあった工作物(物置、ベンチ等)が占用範囲内に移動され、許可工作物とされた。	前回計画・意見に基づき規模の縮小を検討されたが、達成されていない。また、利用状況と現状に合わせて、H23.6.27許可書において、「緑地広場」1箇所が「グラウンドゴルフ場」とされ、占用範囲外にあった工作物(物置、ベンチ等)が占用範囲内に移動され、許可工作物とされた。	前回計画・意見での規模の縮小ができていない。利用状況と現状からH23許可において緑地広場をグラウンドゴルフ場に変更した。 →意見書(案)A、D
	C13	施設管理	①利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。 ②申請者が施設利用実態を把握しているか。 ③新規の場合は、施設管理計画を作成しているか。 ④指定管理者の委託管理の内容は、定めてあるか。	①現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。 ④指定管理者協定に、禁止行為の対応が含まれているか確認する。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。特に問題はない。	
	C14	共同利用	①既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。 ②広域的な協調利用がなされているか。	①利用申込案内で広域利用の記述があるか確認する。 ②現地で利用案内の看板等で広域利用申し込みを確認する。 ③自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。 ④利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。	共同利用について説明すべきである。	整備された中の「北川原公園」を共同利用施設として今後検討する。	整備された「北川原公園」について、多目的広場、緑地広場の共同利用施設として今後検討するとしている。	文末を「検討するとしている」。 B12のコメントに合わせて、北川原公園は多目的広場、緑地広場の代替、共同利用検討対象であることが分かるように。
	C15	維持管理	①施設の維持管理計画は適正であるか。 ②施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。 ④維持管理計画は、前回(前年度)に比べ内容が更新(変更)されているか確認する。	許可されていない施設があり、改善する必要がある。	「緑地広場」1箇所が「グラウンドゴルフ場」として使用されていることについては、守山市から変更申請があり、H23.6.27に許可している。	「緑地広場」1箇所が「グラウンドゴルフ場」として使用されていることについては、守山市から変更申請があり、H23.6.27に許可している。	→意見書(案)A

	C16	施設の補修・新設	① 占用内の施設を補修・新設した実績があるか。 ② 補修・申請の詳細を記録保存しているか。 ③ 施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。(例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど) ④ 地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	① 現地調査で現状の施設状況を確認する。 ② 施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。 ③ 維持管理計画に対して実績を確認する。 ④ 施設補修のルールを確認する。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	軽微な補修については随時実施している。		軽微な補修については随時実施している。	
	C17	構造物の安全	① 施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。 ② 安全対策は定めているか。	① 遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。 ② 構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。 ③ 構造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	「公園管理委託業務」の日常巡回時に目視にて確認。		「公園管理委託業務」の日常巡回時に目視にて確認。	
C2 利用者	C21	利用状況	① 占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。 ② 指定管理者が利用状況を把握して、申請者に報告があるのか。	① 現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ② 有料施設の利用者数と散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。 ③ 施設別の利用者数の増加・減少を確認する。 ④ 迷惑行為で利用されていないか確認する。	適正に把握しているとは言い難い。	適正に把握しているとは言い難い。なお、グラウンドゴルフ大会開催時の利用者数については把握されている。		グラウンドゴルフ大会での利用者については把握されているが、それ以外については把握されおらず、自由使用であっても把握するべきである。	「適正」という文言は入れない。グラウンドゴルフの利用者数は把握しているが、それ以外は把握していない。自由使用でも把握すべき。
	C22	便所	① トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。 ② 川の通信簿では要望の高い項目である。 ③ 利用者の要望事項を把握して、増加対応しているか。	① 現地調査で現状の施設状況を確認する。 ② トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。 ③ 施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。 ④ 障害者対応が取られているか確認する。	適正に維持管理されている。	適正に維持管理されている。		適正に維持管理されている。	
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	① 現地調査で現状の施設状況を確認する。 ② ゴミの発生量を確認する。 ③ ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。		定められている。	

	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。 ②個人・団体の施設利用規程を定めているか確認する。 ③管理人の対応時間を確認する。 ④施設の利用受付は、電話・ネットで手続き可能か確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。		管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	
	C25	駐輪・駐車場	①利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。 ②駐輪場・駐車場が設置されていない施設の場合の自転車・車の対応方法はどのようなものか。 ③イベント等で参加者増対策の臨時処置は定めているか。	①現地調査で現状の駐輪場・駐車場の設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。 ③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ④障害者対応の施設であるか確認する。 ⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	確保されている。	駐輪場が確保されていない。		駐輪場が確保されていない。グラウンドゴルフ大会開催時等、施設外への駐車とならないよう管理されたい。	グラウンドゴルフ大会時は、違法駐車が起らないよう管理されたい。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	①利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。 ②これらに利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設か確認する。 ②家族連れ利用の配慮があるか確認する。 ③有料施設利用者と、無料施設の一般利用者を区分して確認する。 ④釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	制限は設けられていない。	制限は設けられていない。		制限は設けられていない。	
	C32	利用者交流	①常時利用者と流域住民との交流はあるか。 ②交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。 ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、サッカー大会等	地元利用が主であり、しばしばイベントが行われている。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。		グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。	→意見書(案)B
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 ③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 ④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	現状では困難である。階段護岸設置の改善案が示されているが具体化されていない。	河川構造上「川とのふれあい」は困難な施設である。		前回計画・意見に基づき、親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、設置箇所が流域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っていない。	「構造上困難」とは書かない。 前回計画・意見にあった護岸階段を利用した川へのふれあいの方法を検討したができていない。 文面は、A31、C12に倣う。 →意見書(案)D

	C34	河川愛護 保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。 ③指定管理者の取り組んでいる活動を確認する。	小学校の学習活動が行われている。	活動計画はないが、グラウンドゴルフ協会や利用者による自主的な清掃等が行われている。		活動計画はないが、グラウンドゴルフ協会や利用者による自主的な清掃等が行われている。	→意見書(案)B
	C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態である。地域の活性化を目指しているがその評価はなされていない。	地域に密着した利用形態である。周辺地域の活性化に寄与していると判断する。		地域に密着した利用形態である。周辺地域の活性化に寄与していると判断する。	→意見書(案)B
C4 住民意見 の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。 ③対話集会等の参加案内の方法を確認する。	意見収集についてはホームページと現地アンケートにより行われているが、十分な意見が得られているとは言えない。その対象は一部住民・利用者に限られており、意見聴取方法の検討・改善が必要である。	当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めているが、その対象は一部住民・利用者に限られており、意見聴取方法の検討・改善が必要である。		当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めているが、その対象は一部住民・利用者に限られており、意見聴取方法の検討・改善が必要である。	
	C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	流域住民や施設利用者からの意見は反映されていない。流域住民等からの意見聴取方法の検討・改善をふまえ、住民意見を反映させる必要がある。	流域住民や施設利用者からの意見は反映されていない。流域住民等からの意見聴取方法の検討・改善をふまえ、住民意見を反映させる必要がある。		グラウンドゴルフ等施設利用者の意見は聴取・反映されているが、流域住民の意見はされていない。意見聴取方法の検討・改善をふまえ、意見を反映させる必要がある。	仮設トイレ等施設利用者意見が反映されていること。グラウンドゴルフ利用者の意見は聴取・反映されているが、流域住民の意見はされていない。
D1 環境	D11-1	大気汚染	①占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。 ②施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	
	D11-2	水質汚濁・ 底質汚染	①占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。 ②施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。 ③農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②排水暗渠の設置の状況を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	

D11-3	土壌汚染	① 占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。 ② 施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。 ③ 農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。 ④ 施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	① 草刈の方法と実績を確認する。 ② 芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 ③ 除草剤の使用をしていないか確認する。 ④ 害虫駆除の実績があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。除草剤等は使用されていない。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)は使用されていない。	「除草剤等」は「殺虫剤・殺菌剤」も含んでいることが判るよう。
D11-4	地下水	① 占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	
D11-5	騒音・振動	① 占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	① 騒音が発生する施設であるか確認する。 ② 大音声を発生する拡声器の使用があるか確認する。 ③ 利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	
D11-6	悪臭	① 占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	① 臭気が発生する占用施設であるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	
D12	地形改変	① 占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。 ② 施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	① 現状からの変更地形を確認する。 ② 利用者の通路、車の通路の改変を確認する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。		生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ② 影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。		生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	
D14-1	陸生生物	① 占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。 ② 施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ② 刈り込み時期、頻度を確認する。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	

D14-2	水生生物	①占有区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。 ②水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占有箇所付近の環境調査結果を確認する。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	
D15	生態系	①占有区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。 ②施設が占有区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。 ③生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。	①河川敷全幅の占有使用がされているか確認する。 ②河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系の概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。	生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系の概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。	生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系の概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。	→意見書(案)C
D16	環境復元	占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	①撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。 ②利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。 ③施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。	
D17	作業車の通行影響	河川敷を占有施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	①作業車の重量、走行頻度を確認する。 ②作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。	作業車の利用は無く、影響はない。	作業車の利用は無く、影響はない。	作業車の利用は無く、影響はない。	
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	①利用周波数が、ラジコン等から影響を受けないか確認する。 ②利用電波が、周辺住民の電子機器に影響を与えないか確認する。	無線の利用はない。	無線の利用はない。	無線の利用はない。	
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	①利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	
	D22-1	構造物	①占有区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。 ②施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	①構造物の設置による支障の程度を確認する。	構造物による治水上の影響はない。	構造物による治水上の影響はない。	
	D22-2	構造物流失	①洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。 ②流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	実施されている。	実施されている。	

D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。		河川管理者の審査項目として設定している。	
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	
D4 景観・文化	D41	景観	① 占有区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。 ② 施設の形態(形状・色彩等)が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	① 現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ② ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微であると判断する。	影響は軽微であると判断する。		影響は軽微であると判断する。	
	D42	景観変化の把握	占有に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。		行われていない。	
	D43	植栽	① 占有区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。 ② また在来の植生を活かした植栽か。	① 河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ② 樹木管理の方法を定めているか確認する。 ③ 在来植栽を生かした利用であるか確認する。	周辺環境への影響は軽微であると判断する。	周辺環境への影響は軽微であると判断する。		在来の植生を活かした植栽はないが、周辺環境への影響は軽微であると判断する。	在来の植生はないが、影響は軽微。
	D44	文化財	① 占有区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。 ② 施設は占有区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	① 野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	影響はないと判断する。	影響はないと判断する。		影響はないと判断する。	
	D45	歴史文化	① 占有区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。 ② 施設は占有区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	① 地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ② 放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能であると判断する。	共存可能と思われる。		共存可能と思われる。	

※「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

# 資料一 4

平成27年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 市木 敦之

## 占用許可申請に対する意見書 (案)

(守山市 野洲川川田河川公園)

平成26年7月22日付け国近整琵琶占調第3号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

### 占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.2k+50m~5.8k+80m 付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、 <u>グラウンドゴルフ場②</u> 、駐車場、 <u>坂路</u> 、 <u>管理道路</u>
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34,152.40 m <sup>2</sup>

## 1. 委員会としての判断・意見・要望

## A.沿革

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

## B.利用状況

設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。また今回、移動式トイレの増設を行う。施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われている。また、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

## C.環境

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

## D.委員会の判断

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべき施設と判断する。これについては前回意見書（平成22年10月12日付け）においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており、改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善・実行がなされない限り妥当とは判断できないと考える。しかし、地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理がなされていること、また地元からの存続の要望も高いことから、今後は当面の占用許可の更新を行いつつ、その間に下記に付す意見に対する実施が確実に実行されることを期待する。

## E.意見要望

## 【占用許可期限の更新についての意見】

- ① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
- ② 上記意見の検討期間を2年とし、次回占用許可更新の際に、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

## 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ① 親水空間としての具体的な利用方法として、前回計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、検討の余地はあると考えられることから、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。

- ② 申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受け止め、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう協働して改善されることを望む。

## 2. 検討の経緯

平成26年 7月22日

平成26年12月24日

意見照会書の受理

第46回委員会

- ・ 占用許可施設の現地調査
- ・ 河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・ 委員による占用許可施設の審議
- ・ 委員による意見書（素案）の審議

平成27年 1月27日

第47回委員会

- ・ 委員による意見書（案）の審議

## 3. これまでに提出した意見書

平成19年 1月18日付け意見書

平成21年 3月31日付け意見書

平成22年10月12日付け意見書

以上